

知的財産推進計画

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 審議役・情報統括監 高山 芳之

知的財産基本法（平成14年法律第122号）において、知的財産戦略本部の設置や知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成が定められた。

最初の知的財産推進計画は、平成15年（2003年）に策定され、その後、平成時代としては最後の推進計画となるのであろう知的財産推進計画2018まで、毎年、内閣の知的財産戦略本部によって策定され続けてきている。

それら16年間に渡る知的財産推進計画を読み返してみるにより、平成時代後半の知財史を振り返ってみたい。

1. はじめに

特技懇の編集委員会から、『「平成の知財史」というテーマで特集を組むことを計画している。「知的財産推進計画」について執筆して欲しい。』という依頼をいただいた。

最初の「推進計画」が策定された年（2003年（平成15年））に、「推進計画における特許庁関連の項目について」という原稿を特技懇誌に寄稿させていただいた経験があり、その後、知財事務局に出向して「推進計画」の策定に関与させていただいた経験はあるものの、これまでに策定された16本の推進計画すべてについて精通しているはずも無く、何を書けば良いか悩みながら、とりあえず、これまでの推進計画に目を通して見た。

ほぼ全ての推進計画において、「はじめに」という総論が書かれており、これを読んでみるだけでも時代背景的なことがうかがえた。また、何年かに一度、「推進計画の主な成果」と題する事項（最新の推進計画2018にも、「この5年間の主たる成果としては、以下のようなものがある。」という記載がある）が書かれており、これらを纏めて時系列に並べてみれば、「推進計画」を通して「平成の知財史」を概観することになりそうだなと感じたので、それにトライしてみようと思う。

なお、推進計画には、非常に広い分野に関する多数の施策事項が記載されている。当然ながらそれら

全ての事項を紹介することは出来ないし、筆者が全てを正しく認識することも不可能である。筆者の独断と偏見で取捨選択（そもそも、筆者が見落としてしまって選択できない事項も多数ある）することになるが御容赦いただきたい。

2. 最初の「推進計画」が策定されるまでの経緯

2002年（平成14年）2月、小泉総理大臣の施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標」とすること、そして、「このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進」することが宣言された。

翌3月には内閣総理大臣以下関係閣僚並びに民間有識者からなる「知的財産戦略会議」が発足。7月には同会議にて「知的財産の創造、保護・活用に関する知的財産戦略大綱」を決定、知的財産基本法の制定が提唱された。

同年11月秋の臨時国会で知的財産基本法が成立、同法に基づき翌2003年（平成15年）3月に知的財産戦略本部が設置された。

そして、知的財産戦略本部は、同年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画2003）を決定した。

なお、知的財産基本法の第一条には、「この法律

は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されている。

そして、同第二十四条には、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。」と規定され、同第二十五条には、「本部は、次に掲げる事務をつかさどる。一推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。」と規定されている。

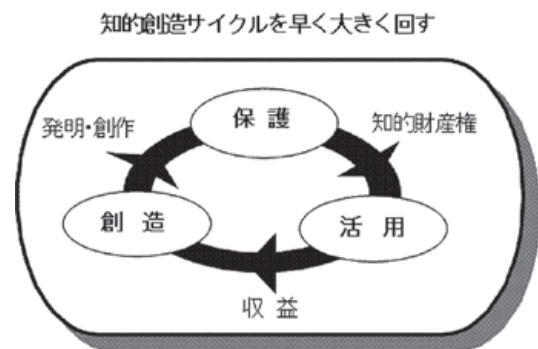
3. 時代背景がうかがえるような「はじめに」の記載事項

(1) 推進計画2003(平成15年7月8日)

「90年代初めまで世界のトップであった我が国産業の国際競争力が近年著しく低下」「我が国産業の事業形態がいまだに総花的であり、「選択と集中」が進んでいない」「一定の品質を維持しながら、コスト競争力を活かして競争優位を追求するという我が国産業がこれまで得意としたアプローチは、その有効性が低下」「今日の先進国の経済成長において、技術革新・イノベーションが果たす役割の重要性が増大している」

「米国においては、1982年(昭和57年)にCAFC(連邦巡回控訴裁判所)が設立。権利の安定性や判決の予測可能性が向上、結果、特許を重視した事業活動の展開に貢献。米国における特許重視(いわゆる「プロパテント」)の中心的な役割を果たしたと考えられている」「1985年(昭和60年)には「ヤング・レポート」、その後、TRIPS協定や二国間交渉を通じて、知財の保護水準の引上げを図り、米国企業の海外展開を側面的に支援した」

「特許やノウハウ、映画・ゲームソフトなどのコンテンツといった知的財産を国富の源泉とし、これを活用した「知的財産立国」を目指すことこそ、我が国経済が持続的成長を続けて行く上での喫緊の課題」「質の高い知的財産を生み出し、権利として保護し、産業界においてその付加価値を最大化させる」「知的財産の再生産が始まり、好循環(知的創造サイクル)が生じる」



【推進計画2005から引用】

(2) 推進計画2005(平成17年6月10日)

「2004年(平成16年)12月には、アメリカ競争力評議会の国家イノベーション・イニシアティブが「イノベート・アメリカ」を取りまとめ」「イノベーションこそが米国の21世紀における成功を決定付ける唯一の最も重要な要素となる」とした上で、知的財産制度をイノベーションのインフラの一つとして位置付け、特許の質の向上や審査の迅速化等のための具体策を提示」

(3) 推進計画2006(平成18年6月8日)

「知的財産戦略本部設置から3年、小泉総理は知財戦略本部会合において、第1期の知財改革の成果を踏まえ、第2期の目標として「世界最先端の知財立国を目指す」旨を述べた」「第1期は、特に知財保護分野の整備が進められた、第2期では、活用のための政策にも一層力を入れる」

(4) 推進計画2007(平成19年5月31日)

「政府は、本年5月、日本社会に新たな活力をもたらすイノベーションを創造するための戦略(イノベーション25)及び世界の活力を呼び込み日本の魅力を世界に発信していくための戦略(日本文化産

業戦略)を取りまとめた」「知財戦略本部は、総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、観光立国推進戦略会議、イノベーション25戦略会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議、「美しい国づくり」企画会議など他の政策会議・戦略本部とも有機的に連携していく」

(5) 推進計画2008 (平成20年6月18日) —世界を睨んだ知財戦略の強化—

「21世紀に入り技術革新や市場の変化、デジタルネットワーク化は想定を大幅に上回るスピードと規模で進展」「各国は互いの状況をにらみつつ、新たなビジネスモデルを主導的に構築できるかにしのぎを削っている」

「研究開発の事業化の効率化をめぐるオープン・イノベーションへの取組でも米国に先頭を譲る事態となっている」「検索エンジン等のネット関連の新ビジネス展開にも支障を生じている」「デジタルネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築に遅れをとっている」

(6) 第3期知的財産戦略の基本方針 (平成21年(2009年)4月6日)

※第2期(2006年度～2008年度)の終了に際し、これまでの知的財産政策に関するレビュー及び第3期(2009年度～2013年度)における知的財産戦略の基本方針を決定

「未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行」「内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において有効に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展」

「共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込むという戦略の浸透が十分ではない」

(7) 推進計画2010 (平成22年5月21日)

「我が国はもっと大きな潜在力を持っている。国民に広く行き渡った教育、多くの分野で最先端を走る科学技術、「クールジャパン」と呼ばれるコンテンツなど、我が国は世界有数のクオリティを誇る資源を数多く有している」

「国際競争力は、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになった」「知を使う知」の

競争が熾烈になってきた」

「技術力(ものづくり力)と文化力(表現力)の総合力を活かす知財戦略を構成する」

(8) 推進計画2011 (平成23年6月3日)

「地球温暖化をはじめとする世界規模の諸課題が深刻化している。また、世界経済や国際政治において、中国、インドなど巨大市場を擁する新興国の影響力が増している。ボーダーレス化が本格的に進み、国境を超えてシームレスに世界がつながる、いわば「グローバル・ネットワーク時代」が到来している」

「世界的なイノベーションシステムが「オープン」、「グローバル」、「フラット」なものへと構造変化してきている」

「従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するにとどまらず、世界的な合従連衡を効果的に進める国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的・戦略的な知財マネジメントが求められるようになってきている」「これまでは、安定性・継続性が重視された知財制度においても、システム全体の国際競争が始まっており、知財イノベーションが求められるようになってきている」

「国内では、ここ数十年の経済の低迷により、国内総生産の伸びは停滞し、2010年には世界第2位の座を中国に譲った」

「本年3月、東日本大震災が発生し、日本経済全体に3つのショックを同時にもたらした。第一に、地震、津波、原子力災害の複合災害による甚大な人的・物的被害と経済循環寸断による供給ショック、第二に、多数の発電施設の損壊による電力制約、第三に、原子力発電の安全性についての認識、放射能被害を契機とした日本製品・日本ブランドへの信頼性の動揺である」

「米国は、90年代以降、技術覇権を奪還するとともに、画期的なビジネスモデルや知財マネジメントを駆使して、世界のイノベーションをリードしてきている」「オバマ大統領は、2011年の一般教書演説の中で、中国、インドなどとの激しい国際競争を、かつての米ソ宇宙戦争になぞらえて、新たな「スプートニク」の危機への警鐘を鳴らしつつ、更なるイノベーション推進の重要性を強調している」

「ピンチのときこそ次の10年を構想する絶好のチャンスであり、東日本大震災という国難ともいえる厳しい事態を踏まえて、今後の10年、20年を見据えて戦う基盤となるのが、知的財産戦略である」

(9) 推進計画2012(平成24年5月29日)

「世界に向けて発信された情報は、瞬時に世界の隅々まで届き、ネットワーク上で多くの人と人がつながるだけでなく、家電製品や自動車といった様々なモノまでつながり始めた」「日本経済をみると、欧州の金融不安や新興国の台頭に加え、去年の未曾有の東日本大震災、歴史的な円高、タイの大洪水が重なり、極めて厳しい状況にある」

「日本のものづくり産業は、東日本大震災の甚大な被害から急速にサプライチェーンを立て直し、世界から驚きと称賛を得ている」「さらに、我が国は、文化を大切に継承し、自由な発想・表現ができる成熟社会を実現して、優れたコンテンツを育む豊かな土壌を備えている」

「クラウドコンピューティング、ソーシャルメディア、携帯端末、電子書籍など、次々に新たなビジネスモデルが登場してくる中で、日本独自の繊細な感性を活かして利便性と信頼性を両立させることで、新たなビジネスチャンスを創造できるはずである」

(10) 知的財産政策ビジョン(平成25年(2013年)6月7日知的財産戦略本部決定)

「我が国は、今日のグローバル・ネットワークの構築により急速に情報化が進む中、「知」を基盤とした社会への転換は道半ばであり、知の活用の余地は大きく残されている」

「TPP(環太平洋パートナーシップ)をはじめとする経済連携協定への参加を通じ、世界の新たな経済秩序の構築に参画していくことが国の強い意志として示されている今日、知的財産分野の取組はその規範となるべきである」

「デジタル・ネットワーク技術の導入や経済のグローバル化により、世界の産業構造やビジネスモデルは根本から様変わりしている」「イノベーションを促進するためには、今日のオープン化された知的活動環境を活用し、世界中の多くの主体により創造された価値を取り込んで事業に繋げていくことが重要である」

「グローバル経済ではビジネスや創造活動における地理的・時間的な制約が無くなる一方で、知的財産制度は各国毎に設計され、また多くの知的財産権は各国毎に設定されている。」「各国政府間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何に自国の制度をユーザーフレンドリーに、またイノベーションを喚起するものとするかという知的財産分野の「制度間競争」が起きていることを認識する必要がある」

(11) 知的財産政策に関する基本方針(平成25年(2013年)6月7日閣議決定)

「平成15年の知的財産基本法(平成14年法律第122号)の施行から10年が経過し、その間、中国を始めとする新興国のプレゼンスの向上、大企業はもとより、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急激に変容した」

「こうした状況に対して、我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると看做さざるを得ない。我が国産業の競争力強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界のリーダーシップを執っていくべきであり、現状を真正面からとらえ、今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指し、以下の3点を目標に、危機感とスピード感をもって知的財産政策を組み立てていかななくてはならない」

「・これまでの知財政策のように他国に追い付くことを目標とするのではなく、また後れを取り戻すのでもなく、国内外の企業や人を引き付けるような世界の最先端の知財システムを構築していくこと。」

- ・アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。
- ・世界最先端の知財システムから生ずる知の担い手となる創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けること。」

「今後の様々な状況変化により必要となる新たな政策対応については、本基本方針及び知的財産政策

ビジョンを踏まえて毎年行動計画として策定する知的財産推進計画に反映させるとともに、必要に応じて知的財産政策ビジョンを見直すべく、継続的に政策を点検していくこととする」

(12) 推進計画2013 (平成25年6月25日)

「より「オープン」で「グローバル」なイノベーション戦略が求められるなか、知的財産戦略の果たす役割はますます重要となっている」「知的財産戦略の真髄は、新たなアイデアなどの「知」の創造を促すことだけでなく、それら「知」の移転や共有をコントロールすることにあるからである」「特許、意匠、商標、ノウハウ、標準化などの全ての知財ツールを駆使して、外部の「知」や経営資源を最大限に活用するため事業視点からオープン化すべき領域とクローズにすべき領域をしっかりとデザインし、収益の最大化を図るといった知的財産戦略を経営戦略に深く組み込んで実践していくことこそが決定的に重要となっている」

(13) 推進計画2014 (平成26年7月4日)

「企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、特許権と営業・技術秘密を適切に使い分けて企業価値の最大化を目指すオープン・アンド・クローズ戦略の重要性が、企業のトップを含む経営層に浸透する中で、知的財産に関する国際紛争の激化や大規模な営業秘密・技術流出事案の発覚、TPP等の経済連携協定の動きは大いに社会の耳目を集め、産業競争力の観点から知的財産政策を一層推進することの必要性が認識された」

「2020年の東京へのオリンピック・パラリンピック競技大会の招致や、和食のユネスコ無形文化遺産への登録が決定したところであるが、こうしたイベント等は我が国のソフトパワーを世界に発信する絶好の機会である」

(14) 推進計画2015 (平成27年6月19日)

「人口減少と地域経済の縮小という問題に直面している我が国にとって、地域経済を支える約385万の地域中小企業は産業競争力の源泉であり、その活性化が喫緊の課題である。一方、本年を地方創生元年と位置付け、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生する地方創生を政府

一体となって後押ししている。地方創生の観点からも、地域中小企業がその持てる力を発揮するため、知的財産を創造し、活用していくサイクルを再構築していくことが必要である」

「知的財産高等裁判所の設立から10年経ち、我が国の知財紛争処理システムの在り方を検討すべき時期にある」

(15) 推進計画2016 (平成28年5月9日)

「現在、IoT、ビッグデータ (BD)、人工知能 (AI) などのデジタル・ネットワーク分野での急激な技術革新を推進力とする第4次産業革命が進展しつつある。この流れの中、我が国では「超スマート社会」の実現 (Society5.0) による経済社会構造の大きな変革が展望される」

「経済のグローバル化の進展は、TPP協定に象徴されるように、大企業から中小企業に至るまであまねく、かつ工業製品だけでなく農産品・食品、コンテンツ・サービスまで幅広く、新たなグローバル市場開拓の好機をもたらしている」

「情報の集積が価値を生み出すことにより、知財戦略において考えるべき知的財産の射程が拡大している」「それ自体価値を持つ情報のみならず、一つ一つでは価値を持たないデータであっても、大量に集積・処理をすることによって新たな価値を生み出しつつある」

「データの集積も含めて知的財産の射程が拡大する中で、大量の情報を集積してこれまでにない新たな価値を生み出すプラットフォームの影響にも留意する必要がある」

「「オープン&クローズ戦略」を再定義し、権利化、秘匿化、標準化、さらに契約の活用など多様な手法を駆使して、より精緻な知財マネジメントを我が国企業が実践していくことが求められる」

「今や、国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」であり、知的財産となるべきものを創造し、尊重し、そして活用して社会にとって価値あるものを生み出すことが出来る人材を輩出できるよう、社会や地域と協働しながら、知財教育の充実を図っていくことが必要である」

(16) 推進計画2017 (平成29年5月16日)

「第4次産業革命又はSociety5.0と呼ばれる動き

が現在加速し、ビッグデータ、IoT、人工知能（AI）を活用した位置情報提供サービス、健康情報サービス等が実際の社会の中に導入されつつあるなど、この分野の技術開発とその実用化の進展が目覚ましい」「データやネットワークを媒介にこれまでになかったような異業種の企業同士が互いに結びつき、新たな価値を生み出す流れが生じている」

「世界的には、保護主義的な動きが一部顕在化しつつあるものの、国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報の自由な動きは依然として経済活動の基盤として重要であり、すなわち経済のグローバル化は引き続き進展するものと想定される」

「第4次産業革命時代には、プラットフォームを作った者にデータが集中するなど「ウィナー・テイクス・オール」になりがちであるとの指摘があることも踏まえ、IoTサービスなどの分野を中心に、国際標準化戦略についても、中長期的な人材育成を含めて検討することが必要である」

「中小・中堅企業や農林水産業・食料産業等を知財戦略によって強化することは、アベノミクスの柱である地方創生にとって必要不可欠な課題である。金融機関や農業関係機関など新たなプレーヤーも含めた知財に関する連携体制を地方に構築し、知財意識を高めていく必要がある」

(17) 知的財産戦略ビジョン―「価値デザイン社会」を目指して―（平成30年（2018年）6月12日知的財産戦略本部決定）

「2002年に知財立国が打ち出されて以来15年余、今や世界経済は、ビッグデータ、人工知能、IoT関連技術に牽引される第4次産業革命の真只中にある」「今や世界を代表する企業であるGAFAや中国のBATなどの活躍は、イノベーションが供給主導から需要主導に大きく変質していることを物語っている」「需要側を見ると、モノからコト消費へと比重が移りつつあり、また、所有や交換より共感やシェアリングを志向する人々が増加している。少子高齢化や環境エネルギー等の我が国における、また国際共通課題としての顕在化である」「経済社会全体の在り方としても、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が今や世界の共通語として認知されるようになり、これまでの短期志向の金融資

本主義は修正を迫られつつある」

「新しい価値を次々に構想し、発信し、これが価値だと定義してしまうくらい世界にも認められるような「価値デザイン社会」を日本は目指したい」

(18) 推進計画2018（平成30年6月12日）

「知的財産政策ビジョン」の枠組みの下、我が国の知的財産戦略は着実に強化されてきたが、ビジョンが策定された2013年当時の想定を越えて、社会の諸状況の変化が進んでいる」

「現在、IoT・ビッグデータ・人工知能・ブロックチェーンなどの技術進展と社会実装が加速するに従い、これらの技術を活用して、モノ・サービス・コンテンツを供給する主体が広がるとともに供給と需要の直接媒介を行うプラットフォームが拡大し、また需要者の側にもコト消費やシェアリングエコノミーなど新しい価値観の広がり・多様化が起こっている。さらに、少子高齢化や新技術による格差拡大などの各国共通の社会課題も顕在化し始めている」

「2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択されたSDGs実現に向けた国内の機運も、我が国における2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催や2019年の20か国・地域首脳会合（G20）主催が決定する中で高まっている。SDGsが世界の共通語としてますます幅広く認知されるようになり、経済界においてもその追求が経営課題として広く認識されるようになってきた。我が国でも2017年11月に日本経済団体連合会が「企業行動憲章」の改定を通じてSociety5.0とSDGsの達成を結びつけ、その達成された姿がSociety5.0であると位置づけるようになった」

4. 推進計画の主な成果として記載されている事項

(1) 平成16年（2004年）

1) 営業秘密の保護（1月）

他人が有する製造技術や顧客リスト等の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定を盛り込んだ改正不正競争防止法が施行された。

2) 特許審査迅速化の目標設定（5月）

我が国の特許審査の順番待ち期間は、2003年

末時点で26ヶ月に達した。順番待ち期間がピークを迎える5年後(2008年度)には順番待ち期間を29ヶ月台にとどめることを中期目標とするとともに、10年後(2013年度)には、11ヶ月を達成することを長期目標とすることが決定された。

3) 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律が成立(6月)

- ・従来技術調査機関についての公益法人要件の撤廃
- ・特定の従来技術調査機関の調査報告を提示して審査請求を行った場合の審査請求料の軽減制度の導入
- ・実用新案登録の存続期間の延長 等

4) 任期付審査官

98名増員

(2) 平成17年(2005年)

1) 知的財産高等裁判所の発足(4月)

紛争のスピード処理、判決の予見可能性(事実上の判断の早期統一)と技術等の知財に関する専門性への対応を高めることを目的として発足。知的財産高等裁判所には、4か部に加え、事実上の判断の早期統一を図るため、5人合議制(大合議制)の特別部も設置された。

2) 職務発明(4月)

職務発明に係る相当の対価に関し、特許法第35条が改正され、4月に施行された。

3) 医療関連行為の特許保護(4月)

- ・「医薬発明」の審査基準の作成

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として取り扱うこととした。

- ・「産業上利用することができる発明」の審査基準の改定

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。

4) 任期付審査官

98名増員

(3) 平成18年(2006年)

1) 研修機関における取組(3月)

工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、

日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会の7機関の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置され、第一回本会議が2006年3月に開催された。

2) ブランドの保護(4月)

改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について一定地域における周知性を満たすこと等を要件として登録を可能とする地域団体商標制度が導入された。

3) 戦略的なノウハウ管理のための環境整備(6月)

企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等を紹介したガイドライン(事例集)「先使用権制度の円滑な活用に向けて」が公表された。

4) 特許審査ハイウェイ(7月)

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を我が国から提案し、日米での試行が開始された。

5) 出願取下げ・放棄時の審査請求料全額返還(8月)

これまで半額であった審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料の返還制度が2006年8月から1年間の期限付きで全額返還されることとなった。

6) 国際標準総合戦略の策定(12月)

イノベーションの促進、我が国の国際産業競争力の強化及び世界のルールづくりへの貢献を図るべく、2006年12月、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」が決定された。

7) 任期付審査官

98名増員

(4) 平成19年(2007年)

1) ブランドの保護(4月)

改正商標法が施行され、小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務商標として保護されることとなった。

2) デザインの保護(4月)

改正意匠法が施行され、意匠権の存続期間が登

録から15年から20年に延長された。また、情報家電等の操作画面のデザインの保護対象が拡大され、物品がその本来の機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護されることとなった。

3) 知財戦略事例集(4月)

各企業が自社に最適な知的財産戦略を構築し、それを具体的に実行するに当たり考慮すべき観点や留意点を示すことを目的とした「戦略的な知的財産管理に向けて一技術経営力を高めるために―〈知財戦略事例集〉」が特許庁から公表された。

4) 任期付審査官

98名増員

(5) 平成20年(2008年)

1) 審査基準策定過程の透明化(9月)

特許審査基準を定期的に点検するため、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に、司法関係者、弁理士、法学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」が設置された。

2) 任期付審査官

98名増員

(6) 平成21年(2009年)

1) 優先権書類の電子的交換(4月)

自国出願日を証明するための書類(優先権書類)を電子的に交換可能とする国際的システム(世界的所有権機関が2009年4月に運用開始)を利用可能とするべく、第一国において電子化された優先権書類データだけでなく、第一国以外の国や国際機関において電子化された優先権書類データの取得も可能とする特許法等の一部を改正する法律が施行された。

2) 審査請求料の納付繰延制度の導入(4月)

景気の急速な悪化を受け、企業等の資金的な負担を軽減するための緊急的な措置として、2009年4月から、特許出願の審査請求と同時に納めることとされていた審査請求料について、出願審査請求書の提出日より1年間に限り納付を繰り延べすることができる制度が導入された。

(7) 平成22年(2010年)

1) 「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)に大筋合意(10月)

日本が平成17年のG8サミットで提唱した「偽造品の取引の防止に関する協定」は、日米を含む11ヶ国・地域による交渉の結果、平成22年10月の東京会合において大筋合意した。

(8) 平成23年(2011年)

1) 知財総合支援窓口(4月)

中小企業等の特許出願等を支援する「知財総合支援窓口(ワンストップ相談窓口)」を各都道府県に設置。中小企業の権利取得を親身に支援する体制を整備。

2) 米国が先発明主義から先願主義に移行(9月)

知的財産戦略本部は、設置当初から特許制度の国際的な制度調和の取組を進めてきており、特許庁を中心に欧州とともに米国に働きかけてきた。その結果、平成23年9月、米国で従来先発明主義から先願主義に移行する画期的な米国特許法改正が実現した。

3) 中国との特許審査ハイウェイを開始(11月)

中国において、我が国企業の技術の迅速かつ質の高い特許権による保護を可能とするため、我が国が主導して働きかけを行い、日中間の特許審査ハイウェイを、平成23年11月から世界に先駆けて開始した。

(9) 平成24年(2012年)

1) 「知財人材育成プラン」の策定(1月)

今後5年間さらに10年間を見越した「知財人材育成プラン」を取りまとめ、中長期的に国として取り組むべき方向性を示し、その方向性に向けて環境整備を開始した。

2) 中小企業の特許料減免期間を延長(4月)

特許法の改正により、中小企業の特許料減免期間を3年から10年間に延長した。

(10) 平成25年(2013年)

1) 「知的財産政策ビジョン」の策定(6月)

知的財産戦略本部は、ビジョンにおいては以下の4分野を政策の柱として、今後10年程度の中長期を見通した知的財産分野の政策課題と取組を

まとめた。

第1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

第2 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

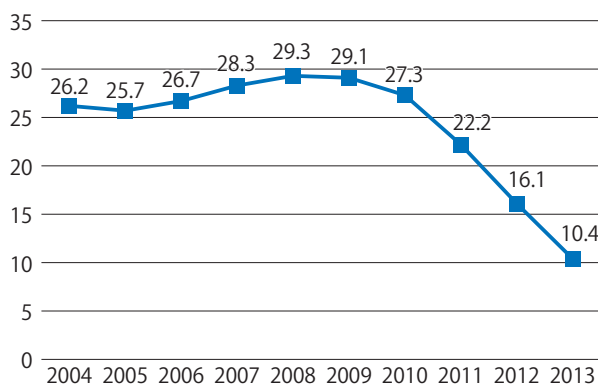
第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

(11) 平成26年(2014年)

1) FA11を達成(3月)

我が国の知財政策の中で、特許審査の迅速化・効率化は最重要課題の一つであり、これまでの様々な取組により、2014年3月(2013年度末)、特許出願後の審査請求から一次審査通知までの期間を11か月とする政府目標を達成した。



【特許の一次審査通知までの期間の推移】

(12) 平成27年(2015年)

1) 新しいタイプの商標の保護(4月)

「音」、「色彩」、「動き」、「位置」、「ホログラム」といった新しいタイプの商標の出願を受付開始した。

2) 意匠のハーグ出願を受付開始(5月)

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の受付を開始。その影響も有り、これまで減少傾向にあった意匠登録出願件数が、3年ぶりに増加に転じた。

3) 「職務発明制度の見直し」を含む特許法等の一部を改正する法律が成立(6月)

権利帰属の不安定性を解消するため、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたと

きは、初めから法人帰属とすることを可能とする見直し。

4) 知的財産分野におけるTPPへの政策対応(11月)

環太平洋パートナーシップ協定(TTP)への対応のため、知的財産戦略本部において「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」を決定し、これに基づき、特許法、商標法、著作権法等を改正する「TPP協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が制定され、また地理的表示保護制度の強化をはじめとする農業分野の知財戦略を強化するなどの対応を行った。

(13) 平成28年(2016年)

1) 知財総合支援窓口の拡充(4月)

(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)に移管。同時に、農林水産分野の知財相談も可能とした。

2) 「地域知財活性化行動計画」の策定(9月)

「知的財産推進計画2016」にて「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられており、また、「日本再興戦略2016」においても中小企業の知財戦略の強化を図るとされていることを受けて、特許庁は、知財分野における地域・中小企業支援について「地域知財活性化行動計画」を策定した。

(14) 平成29年(2017年)

1) 「知財創造教育推進コンソーシアム」の設置(1月)

本コンソーシアムでは、新しい創造をすること、創造されたものを尊重することを理解させ、育むことを柱とする「知財創造教育」を推進するための取組を行っている。また、2017年3月に公示された学習指導要領において、創造性の涵養を目指した教育を充実させていくことが示された。

2) 「産業競争力とデザインを考える研究会」(7月)

特許庁と経済産業省の下に設置し、デザインによる我が国産業の競争力強化に向けた課題を整理し、その対応の検討を行った。デザイン力を重要な経営資源として活用し、製品・サービス・ビジネスのイノベーションを創出する力及びブランド構築を可能とする力を向上させる「デザイン経営」の重要性が確認された。

2) 「国際標準獲得に向けた官民連携会議」の設置(9月)

国際的なルールや標準の策定に我が国として特

に注力すべき分野について検討するとともに、システム分野の国際標準化等についての官民連携の在り方について検討を行うために設置した。

3)「今後の基準認証の在り方」を策定(10月)

産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会において取りまとめた。標準化戦略の在り方、官民の連携の在り方、標準化制度の在り方について方向性を示した。また、従来の規制や認証の領域に加え、SDGsやSociety5.0等、社会的な課題や複合的なシステム等のより上位のコンセプトレベルの標準化についても、官民において検討されつつある。

(15) 平成30年(2018年)

1) 不正競争防止法等の改正(5月)

データの不正取得等の禁止、データ・サービス等の標準化、適切かつ公平な証拠収集手続きの実現による紛争解決手続きの充実等を目的とする不正競争防止法等の改正。

2) 中小企業の特許料等の一律半減(平成31年4月施行)

5. むすびにかえて

平成は、31年目でその歴史を閉じることになりました。そして、最初の推進計画が策定されたのは平成15年(2003年)です。平成時代の中頃に策定され始めたことになります。

平成時代の後半には、リーマン・ショック(平成20年(2008年)9月)や東日本大震災(平成23年(2011年)3月)が発生していますし、平成21年(2009年)9月と平成24年(2012年)12月には、政権交代が行われています。それでも、知的財産推進計画は策定され続けて来ました。おそらく、平成の次の時代になっても策定されていくのだと思います。

平成の次の時代の知財史は、どのようなものになるのでしょうか、その知財史を刻む一翼を担うのが特許懇のメンバーであることは、間違いのないと思います。素晴らしい知財史となるよう、頑張ってくださいませ。

profile

高山 芳之 (たかやま よしゆき)

平成元年4月 特許庁入庁(審査第三部産業機械)
 審査第三部審査官、電子計算機業務課、総務課、調整課、審判部審判官などを経て
 平成15年6月 総務部技術調査課長補佐(企画班長)
 特許審査第二部審査官、特許戦略企画調整官などを経て
 平成20年1月 内閣官房・知的財産戦略推進事務局 参事官
 治療機器技術担当室長、システム開発室長、生活機器上席審査長などを経て
 平成28年7月 審査第二部首席審査長
 平成29年7月 (独)工業所有権情報・研修館 審議役・情報統括監